

兵庫県議会 業務継続計画（BCP）

兵 庫 県 議 会

1 目 的

大規模災害や感染症の蔓延など、危機事案発生時においても県議会が機能を十分に果たすため、災害時の議会及び議会事務局の組織体制及び議会・議員の活動指針について示すことを目的とする。

なお、本計画においては、災害等のフェーズに応じた詳細な行動計画ではなく、危機事案発生時の対応に際し、議員や事務局職員の判断に資する基本原則を中心とし、策定後も随時見直しを図ることとする。

2 対象とする危機事案

本計画は、地震・津波、風水害、感染症、その他（重大事故、原子力災害、テロ等）により、県民及び滞在者の生命、身体又は財産に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合で、議長が議会としての対応が必要と認めた危機事案を対象とする。

具体的には、県に対策本部が設置される場合又は議長が本計画を適用する必要があると認める場合とする。

3 危機事案発生時の議会の役割・機能

県議会の役割・機能	危機事案発生時における役割・機能
1 県民の意思・意見の把握	被災状況の確認、現地の要望の把握 当局との連携（照会・要望、情報収集等） 感染症対策にあつては、感染状況や医療提供体制の確認や要望の把握
2 政策の提案	予算への要望、国・関係行政庁等への要望・要請
3 団体意思の決定（議決機能）	条例・予算等の議案審議
4 施策・事業の点検、監視、評価	対策の効果の点検、監視、評価、さらなる対策の検討
5 議会活動に関する県民への説明	災害等への対策、議会活動の広報 さらなる要望等の把握

危機事案発生時の本会議運営等の基本方針について

- 1 議会の業務継続を図り、本会議に上程されるすべての議案を議了することを最優先課題とする。
 - (1) 本会議、委員会とも定足数（半数以上の出席）を充たす場合は、欠席者多数であっても予定どおり開催する。

なお、開会日に応招議員が半数に満たない場合は流会となり、知事が議会の再招集日程を調整することとなる。
 - (2) 会期中に、多数の議員が欠席し、委員会（議会運営委員会、常任委員会）の定足数を充たさないおそれがある場合は、委員会への議案付託は行わないこととする。

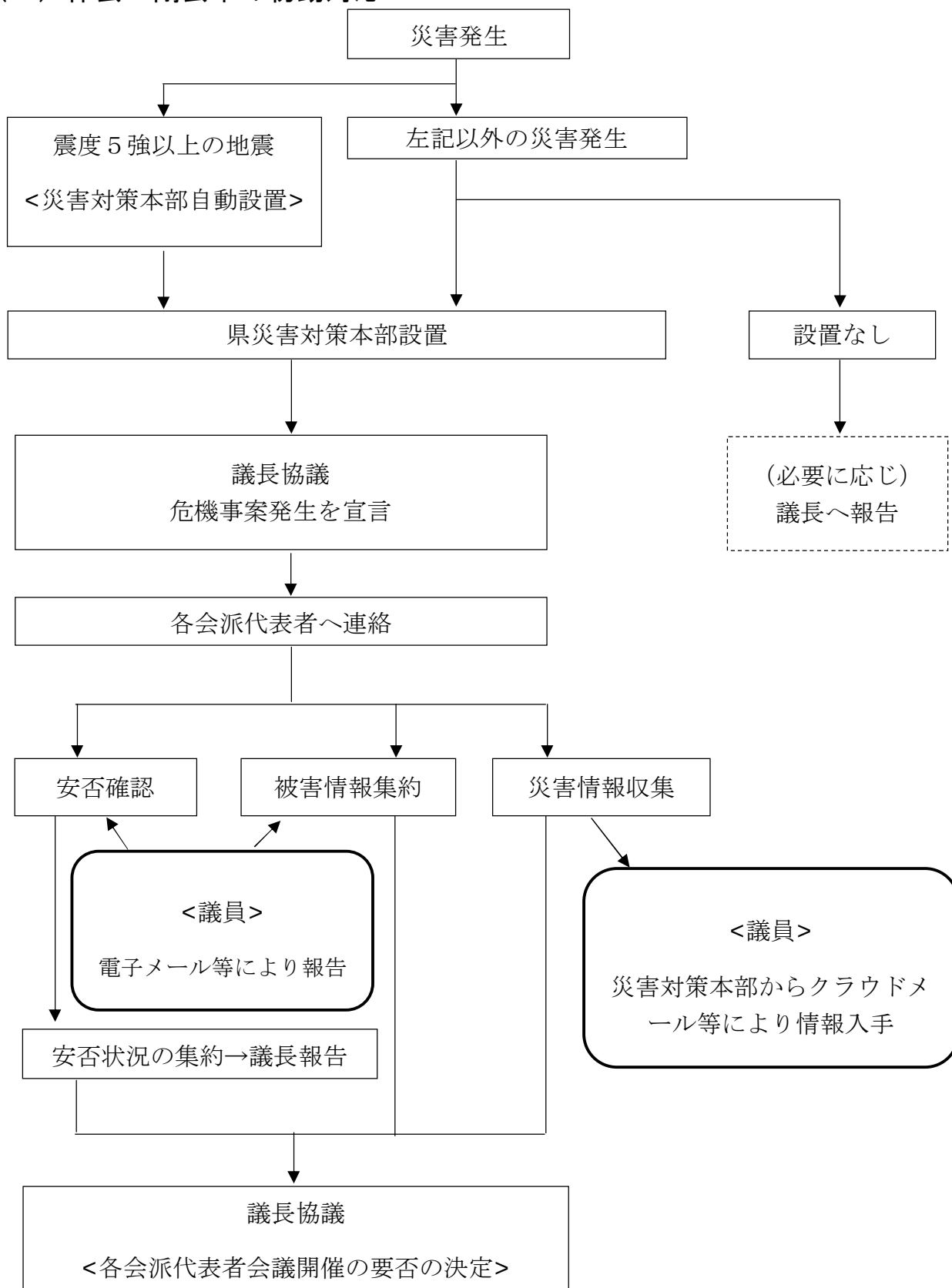
なお、付託後の場合には、本会議で付託の撤回を議決する。
- 2 会期中に会議日程や議事の変更が必要となった場合、議会運営委員会で協議、決定する。

なお、議会運営委員会が定足数を欠く場合、持ち回り審議（事実上の会議として電話連絡等による協議）とする。
- 3 閉会日までに会議日程が終えられない、またはそのおそれがある場合には、会期延長について、議会運営委員会で協議の上、本会議に諮って決定する。
- 4 閉会日に定足数を欠き、開議できない場合は流会となる。

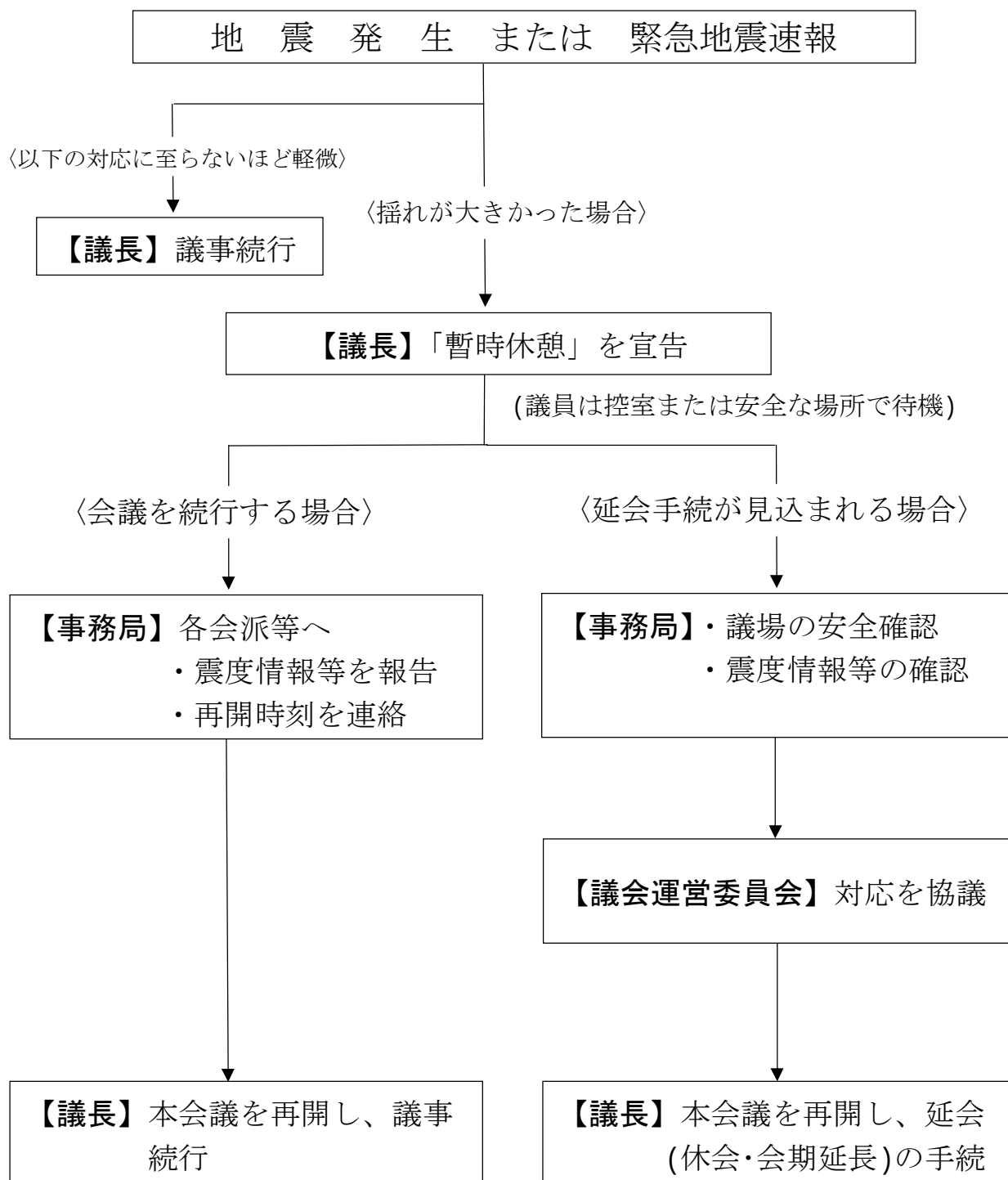
その場合、閉会日における議決未了案件の対応については、当局と調整の上、議会運営委員会等において対応を協議する。

4 議会の対応

(1) 休会・閉会中の初動対応



(2) 本会議・委員会開催中の災害等対応（例：地震発生時）



※ 委員会開催中は、議長を委員長に読み替えるなどにより対応

(3) 情報等の一元化

議長は危機発生事案に関する情報を収集、一元化し、電子メール等により必要に応じて議員へ提供する。

議員が危機発生事案に関して、当局に対する照会、情報提供、要望等を行う場合には、原則として議長が集約し、一元的に行うものとする。なお、議長はその状況等について、必要に応じて議員へ提供するものとする。

緊急性が高い事案について、会派や議員による情報提供、要望等を妨げるものではないが、その内容、対応については議長へ事後に報告するものとする。

(4) 各会派代表者会議の開催

議長は、被害状況等諸事情を勘案し、今後の対応を協議する必要があると認めるときは、各会派代表者会議を開催する。

各会派代表者会議では、次の事項を協議又は意見調整する。

- ・被害状況等の把握・分析
- ・議会運営委員会、正副常任委員長会議、関係常任委員会の開催
- ・特別委員会の設置
- ・臨時議会の開催
- ・議員の安否、居所、被害状況等の把握 等

緊急時に招集する各会派代表者会議については、迅速な情報共有の必要性に鑑み、少数会派や無所属議員の出席に配慮することとする。

各会派代表者会議で議会運営委員会又は関係常任委員会の開催が決定された場合には、議長は該当の委員会委員長に委員会の招集を要請する。

(5) B C Pの随時見直し 及び 訓練の実施

議長は、B C Pを真に実用的なものとするため、随時、必要に応じて協議を行い、柔軟に改定を行うこととする。

また、避難訓練や安否確認訓練などを定期的に実施し、課題の把握を行い、その改善に努めることとする。

5 議員の基本的行動（活動指針）

区 分	本会議・委員会開催中	休会・閉会中
平常時	自身の安全確保と行動の円滑化につなげるため、平時から災害等に備える ・非常食や燃料等の備蓄 ・交通手段や連絡手段の確保	
危機事案発生直後	・自身の安全確保 ・安全な場所（屋外：県民オアシス、公館東側オープンスペース等）で待機 ・議長又は委員長の指示により会議再開、閉会等の手続	・自身の安全確保 ・緊急的な人命救助 [議長が全議員に危機発生事案を連絡] 連絡手段は、議員公用クラウドメールを原則とする ・議会事務局へ安否連絡 ＊人的被害（ケガ等）の有無 ＊家屋等の損壊の有無 ＊登庁の可否 ＊その他 [連絡方法] ＊県議会連絡サイト ＊電話、FAX、電子メール
	・帰宅困難な登庁議員は、事務局が宿泊施設を確保できた場合は同施設で、確保できない場合は3号館議員控室等で宿泊	
議会としての対応決定まで	・地域の被災状況等の情報や住民の要望の収集に努める。特に、被災の程度が地域によって異なる場合、県議会からの連絡を待つことなく、地元の県民局、県民センター、自治体との連携に努め、情報や要望の収集に努める ・把握した情報については、議長への報告に努める ・地域の一員として、可能な範囲で被災者支援活動にあたる	
議会としての対応決定後	・現地調査や本会議、委員会、協議等の場において議案審議等の議会活動に従事する 災害等の影響により、本会議に出席できない場合はインターネット中継の視聴等により情報把握に努める ・議会活動を優先しつつ、引き続き地域において被災者支援活動に努める	

6 感染症対策

(経緯及び基本原則)

新型コロナウイルス感染症は3年間を超える長期にわたり県民の健康や社会生活に多大な影響を及ぼした。

県当局においては、保健医療（①基本的な感染対策、②医療提供体制、③検査・療養体制、④保健所体制、⑤ワクチン）、福祉（⑥社会福祉施設等）、経済（⑦事業活動支援、雇用、貸付制度）、生活（⑧県民生活支援等）、社会活動（⑨社会活動制限、⑩県立施設等）、教育（⑪学校等）等の多くの分野について今回の取組を検証し、その結果を新型インフルエンザ等対策行動計画や感染症予防計画に反映するなど、今後の感染症に備えるとしている。

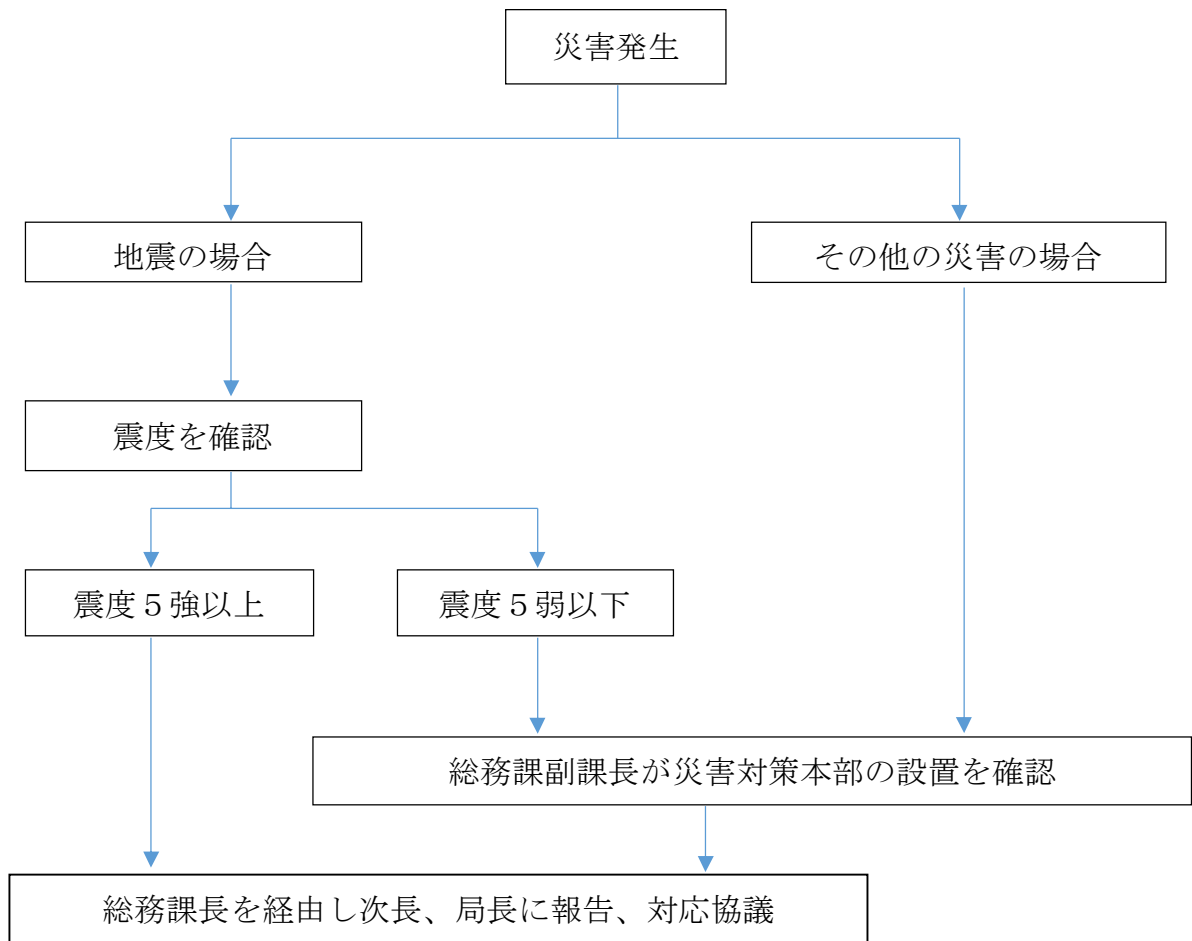
県議会においては、感染症に罹患した患者が国内、県内で確認され、繰り返し感染拡大の波が到来する各時期において、代表者会議メンバーで構成される「新型コロナウイルス感染症対策調整会議」において、議会における感染症への対応、当局の対処方針改正に関する情報入手、県民や関係者からの要望を伝える場を設けてきた。

今後、新型コロナウイルス感染症のさらなる局面変化、あるいは新たな感染症対策においても、前述の「3 危機事案発生時の議会の役割・機能」「団体意思の決定」で示した「危機事案発生時の本会議運営等の基本方針」を適用し、必要な協議・調整の場の設置等により、議会機能の維持を図ることとする。

その際、既に実施している委員会へのオンライン出席を認める地方自治法改正への対応、本会議へのオンライン出席など、今後想定される制度変更について、時機を逸することなく速やかに条例改正を行うなど、危機事案発生時に対応できるよう、事前準備に努めることとする。

7 議会事務局の体制

(1) 事務局初動体制



【震度 6 強以上、県内広範囲に水防指令 3 号発令など】

- ・ 第 3 号配備（全員配備）
- ・ 議長協議（危機事案該当、代表者会議招集）

【震度 5 強又は 6 弱、大津波警報、水防指令 3 号発令で中規模の被害のおそれなど】

- ・ 第 2 号配備（局長、次長、課長、副課長、秘書班長、図書・広報班長）
- ・ 議長協議（危機事案該当、代表者会議招集）

【その他（災対本部未設置）】

- ・ 第 1 号配備（総務課長、総務課副課長、秘書班長のうち 2 名）
- ・ 議長報告（危機事案に該当しない）

(2) 事務局対策部

大規模災害等の発生により、「兵庫県災害対策本部」が設置された場合、必要に応じて、議会事務局内に「兵庫県議会事務局対策部」（以下「対策部」という。）を設置する。

① 設置目的

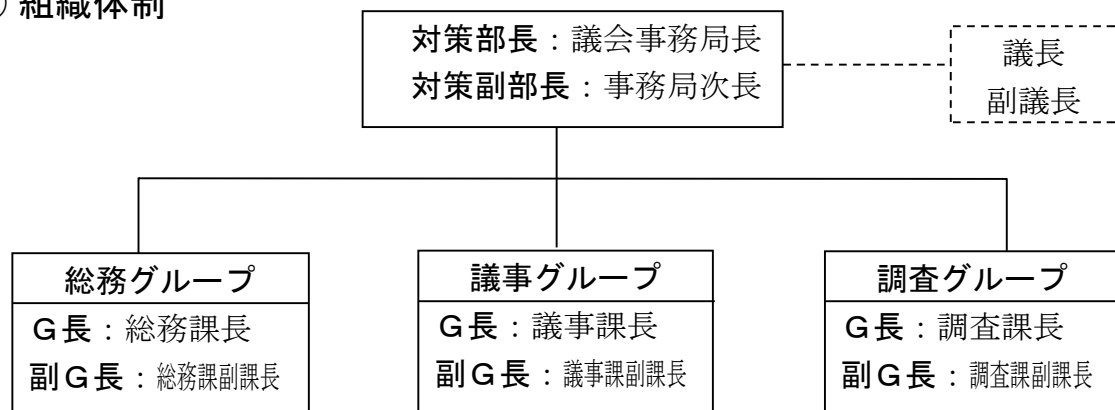
- ア 災害に関する情報の収集及び議員に対する情報提供
- イ 議員及び職員の安否、被害状況等の把握
- ウ 議会の基本的な機能を維持し、議会としての対応を協議
- エ 兵庫県災害対策本部との連携

② 設置基準

「兵庫県災害対策本部」が設置された場合に、被災地域、被害規模等を考慮し、議会事務局としての対応が必要と事務局長が認めた場合に「対策部」を設置する。

併せて、事務局長は、職員の体制（１～３号体制）を決定する。

③ 組織体制



④ 職員出動基準

- 1号体制：総務課長、総務課副課長、秘書班長のうち2名
[2名] ※総務グループのみで対応
※他の6級以上職員は自宅待機
- 2号体制：局長、次長（2名）
[10名] 総務課：課室長・副課長・秘書班長（4名）
議事課：課長・副課長、調査課：課長・副課長（4名）
※他の5級職員は自宅待機
- 3号体制：局長、次長（2名）、課室長（4名）、副課長・6級班長
[17名] （4名）、5級班長・主幹（7名）
※他職員は自宅待機

※対策部長（副部長）は、上記出動基準をもとに、災害の規模、被災の地域等を総合的に判断し、必要人員及び出動可能人員を見極め、出動を指示する。

※災害発生から時間が経過した場合は、必要に応じた体制に増員・減員する。

※災害対策本部から本部事務局又は各部の応援依頼がある場合は、自宅待機職員を当てる。

⑤ 各班初動業務

担当グループ	役 割
総務グループ	・ 正副議長の安否確認、被災状況の把握 ・ 議員（自由民主党）の安否確認、被災状況の把握※1 ・ 総務課職員の安否確認、被災状況の把握 ・ 議員、事務局職員の安否、被災状況を取りまとめ、正副議長へ報告 ・ 議場、委員会室等議会関係施設の被災状況の把握、機器点検 ・ 兵庫県災害対策本部との連絡調整、情報収集 ・ 職員が自宅周辺や出動途上で確認した被災状況等情報のとりまとめ ・ 帰宅困難議員、事務局職員への対応（議員指定宿泊施設等の確保、控室・執務室等での宿泊対応） ・ 対策部の運営、各グループとの連絡調整等 [災害に関する必要情報の議員（自由民主党）への提供※2]
議事グループ	・ 議員（維新の会、躍動の会）の安否確認、被災状況の把握※1 ・ 議事課職員の安否確認、被災状況の把握 ・ 職員が自宅周辺や出動途上で確認した被災状況等情報のとりまとめ ・ 各会派代表者会議等議会対応の協議 [災害に関する必要情報の議員（維新の会、躍動の会）への提供※2]
調査グループ	・ 議員（公明党、ひょうご県民連合、日本共産党、無所属）の安否確認、被災状況の把握※1 ・ 調査課、図書室職員の安否確認、被災状況の把握 ・ 職員が自宅周辺や出動途上で確認した被災状況等情報のとりまとめ [災害に関する必要情報の議員（公明党、ひょうご県民連合、日本共産党、無所属）への提供※2]

※1 議員の安否確認等は、原則として危機発生地区の選出議員を対象とする（職員も同様）。

※2 全議員に対して、災害対策本部から記者発表資料がその都度メール又はFAX送信され、議会事務局へ同じ情報が提供される。

⑥ その他（勤務時間外における職員の留意点等）

ア 危機発生地区に居住または滞在している職員は、自らの被災状況等について、

所属長へすみやかに報告（被災していない場合も）するとともに、自主防災組織等による人命救助活動等が実施されているときは、これに参加し、その旨を所属長に連絡すること。

イ 居住地の周辺及び議会事務局に赴く途上の地域の被害状況等に注視し、これを随時、所属長に連絡すること。

資 料 編

○「兵庫県災害対策本部設置要綱」における議会事務局の役割

県議会事務局及び人事委員会、監査委員及び労働委員会の事務局は、必要に応じて、本部長の指示に基づき、本部事務局又は各部の応援に当たる。

○「兵庫県地域防災計画」 災害対策本部設置基準

- 1 県内で震度 5 強以上の地震を観測したとき
- 2 県内で震度 5 弱以下の地震を観測し、又は県内に津波が発生した場合において、被害の状況等を勘案して、災害応急対策を実施するため特に必要があると認められるとき
- 3 「大津波」の津波警報が発表されたときなど、県内に大規模な津波の発生が予想され、災害応急対策に備えるため特に必要があると認められるとき
- 4 大規模地震対策特別措置法第 9 条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため特に必要があると認められるとき
- 5 風水害等が発生し又はそのおそれがある場合において、その状況を勘案して、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき
- 6 その他、不測の事態等により災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき

○「兵庫県地域防災計画」 職員配備体制

災害対策本部が設置された場合、部局長、課室長は直ちに配備につく。
 その他職員については、下記配備体制。

(地震災害対策)

	災 害 の 状 況	配 備 体 制
第1号配備	①大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため、特に必要があると認められるとき ②県内で震度5弱以下の地震を観測し、又は県内に津波が発生し、 <u>小規模の被害</u> が生じたとき	所属人員のうちからあらかじめ定めた <u>少数(概ね2割以内)</u> の人員を配置し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制
第2号配備	①県内で震度5弱以下の地震を観測し又は県内に津波が発生し、 <u>中規模の被害</u> が生じたとき又は被害が中規模に拡大するおそれがあるとき ②県内で震度5強又は震度6弱の地震を観測したとき(<u>自動配備</u>) ③「大津波」の津波警報が発表されたときなど、県内に <u>大規模な津波の発生</u> が予想されるとき	所属人員のうちあらかじめ定めた <u>概ね5割以内</u> の人員を配備し、災害対策に当たる体制
第3号配備	①県内で地震を観測し又は地震が観測され県内に津波が発生し、 <u>大規模の被害</u> が生じたとき又は被害が大規模に拡大するおそれがあるとき ②県内で震度6強以上の地震を観測したとき(<u>自動配備</u>)	原則として所属人員 <u>全員</u> を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制

(風水害等対策)

	災 害 の 状 況	配 備 体 制
第1号配備	①県内に暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、洪水警報、高潮警報のいずれかが発表され、又は <u>水防指令第1号若しくは第2号</u> が発令され、 <u>小規模の災害</u> が生じるおそれがあるとき ②風水害等により <u>小規模の災害</u> が生じたとき	所属人員のうちからあらかじめ定めた <u>少数(概ね2割以内)</u> の人員を配置し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制
第2号配備	①県内に暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、洪水警報、高潮警報のいずれかが発表され、又は <u>水防指令第3号</u> が発令され、 <u>中規模の被害</u> が生じるおそれがあるとき ②風水害等により <u>中規模の被害</u> が生じたとき	所属人員のうちあらかじめ定めた <u>概ね5割以内</u> の人員を配備し、災害対策に当たる体制
第3号配備	①県内に <u>大規模な被害</u> が予想される気象情報が発表され、又は県内の <u>広範囲</u> にわたり <u>水防指令第3号</u> が発令され、 <u>大規模の被害</u> が生じるおそれがあるとき ②風水害等により <u>大規模の被害</u> が生じたとき	原則として所属人員 <u>全員</u> を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制